

## 広島広域都市圏における備品の相互利用に係る備品貸付取扱要領

### (目的)

第1条 この要領は、備品を貸し付ける場合の事務手続を定め、広島広域都市圏における連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結する市町（以下「連携市町」という。）が所有する備品を連携市町が相互に有効利用することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 備品 各連携市町における物品管理に関する規則等で定める備品をいう。
- (2) 貸付可能備品リスト 連携市町が他の連携市町に貸し付けることができる備品を登載したリストで広島市ホームページ内の広島広域都市圏の備品の相互利用専用ページに掲載されたものをいう。
- (3) 借受希望備品リスト 連携市町が他の連携市町から借り受けたい備品を登載したリストで前号に掲げる専用ページに掲載されたものをいう。

### (貸付範囲)

第3条 備品は、備品を所有する連携市町（以下「貸付市町」という。）の業務に支障がない限り、連携市町に貸し付けることができる。

### (貸付手続)

第4条 連携市町は、備品の貸付け及び借受けを行う場合は、貸付可能備品リスト及び借受希望備品リストに基づき行うものとする。

- 2 備品を借り受けようとする連携市町（以下「申請市町」という。）の長は、原則として1か月前までに備品借受申請書（様式1）を貸付市町の長に提出しなければならない。
- 3 貸付市町の長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査のうえ、貸付けの可否を決定し、備品貸付決定（却下）書（様式2）により、申請市町の長に通知するものとする。
- 4 前項の規定により備品の貸付決定を受けた連携市町（以下「借受市町」という。）の長は、備品借受書（様式3）を貸付市町の長に提出しなければならない。

### (貸付期間)

第5条 備品の貸付期間は、1月以内とする。ただし、貸付市町の長の承認を得たときは、この限りでない。

### (貸付料)

第6条 備品の貸付料は、原則として無償とする。ただし、これにより難しい場合は、貸付市町の規則等で定める算式により求める額又は当該備品に係る使用料を定めた規則等の額とすることができる。

### (費用負担)

第7条 借受備品の運搬、管理、修理、返却等に要する費用は、借受市町が負担する。

(管理責任)

第8条 借受市町は、借受備品を転貸し、譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 借受市町は、借受備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。

3 借受市町は、借受備品が亡失し、又は損傷したときは、修理又はその損害を弁償しなければならない。ただし、貸付市町の長がやむを得ない事情があると認めた場合はこの限りでない。

(貸付条件)

第9条 備品を貸し付ける場合は、前条に定めるもののほか、次の各号に掲げる条件を付するものとする。ただし、必要により条件を付加又は省略することができる。

(1) 借受市町は、借受備品の運搬、管理、修理、返却等に要する費用を負担すること。

(2) 借受市町は、貸付決定の取消し若しくは変更が行われた場合又は借受期間が満了した場合において、借受備品に投じた修繕費等の必要経費及びその他の費用を請求しないこと。

(3) 借受市町は、借受備品を借受目的以外で使用しないこと。

(4) 借受市町は、借受備品の借受期間満了の日までに、指定の場所に返却すること。

(5) 借受市町は、貸付条件に違反したとき又は貸付市町において貸付備品を必要としたときは、その指示に従って、速やかに借受備品を返却すること。

(6) 借受市町は、借受備品を亡失し、又は損傷したときは、速やかに貸付市町が定める報告書等により、貸付市町の長に届け出ること。

(その他)

第10条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、連携市町が協議して定める。

附 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。